

# 職業紹介事業史考

三 吉 明

## 序

1. 国営以前の職業紹介年表
2. 大阪職業紹介所と八浜徳  
三郎
3. 生田川口入所と遊佐敏彦
4. 財團法人協調会の設立
5. 豊原又男と東京府職業紹  
介所  
結

## 序

第一次世界大戦の終結期前後から始まる、わが国の経済界の激動は、同時に政治政策はもちろん思想上にも大きな変革を齎した。特にロシア革命の成功（1917・11）は、世界の列強に衝撃を与えた。日本陸軍がウラジオストクから大軍を上陸させ、さらに満洲からザバイカルへも大軍を送り、その数72,000余といわれた。戦時成金の夢よ、もう一度という帝国主義戦争化の貪欲な姿態が窺える。

国内の一般物価は高騰をつづけ（大正7年）、米価調節のため外米管理令公布（5月実施）も追いつかず、米価乱騰で各地取引所立会い停止（7月）、ついに8月、富山県西水橋町主婦200人が、米の移出に反対して米屋を襲撃したことから、1道3府38県、参加者70万以上という、わが国史上未曾有の大騒動に拡大していった。このため内閣は総辞職した。

このような世情騒然たるなかで、その対応策は公的社會事業の急激な派生がみられる。生活困窮者の激増を、もはや憐憫の情誼をもってしては、どうにも防ぎきれなくなった。即ち明治新政府以来の慈惠思想の払拭なしには対応できなくなったのである。そのことはまた同時に、國民生活困窮の打開を、すべて社會事業という概念に包括する結果となったことも否めない事実である。

このような激変期のなかで、内務省の一救護課が一躍社會課となり、社會

局（大正9年）となつた。

斯業に対する社会の期待が頓に高潮するや種々論究の結果遂に之を社会課と改称するに至つたのは、当時としては大英断であつた。「社会」の二字は曾ては痛く官憲の嫌忌せる文字であつて、必要の場合に於てすら尚且つ之を回避して居つたが、爾來は之が使用を敢てするのみならず、遂には如何なる場合にでも「社会」なる文字を冠せざるは時代精神と背馳するものなりと考ふるに至つたのであつて、驚くべきは時代そのものが持つ偉力である。大正九年には社会課を地方局より分離して社会局を新設し、之を二課に分つて数十名の職員を置いた。大正十一年職業紹介法及び住宅組合法の制定を見たるが如きは同局の非常なる努力の結果であつたが、一は社会の変遷と時代の趨勢が致したのである。<sup>(1)</sup>

いわゆる社会事業の濫觴であつて、これは厳密には厚生省の開設（昭和13年）まで続くのであるが、この期の社会事業のなかで、職業紹介事業が如何に重要な地位を占めていたかを、明らかにしてみたいとするのが本論旨である。特に当時の秀れた人物を中心に、初期社会事業家の、斯業にかけた情熱を振り返えって、いささか向後の指標たらんことを期したのである。

#### 註

(1) 生江孝之『社会事業綱要』（巖松堂・大正12年）

### 1. 国営以前の職業紹介年表

わが国における職業紹介を人身売買のことに遡ってみると、その禁令を天武天皇の頃（677）にすることもできようし、<sup>(1)</sup>さらに徳川期における肝煎、番組人宿、人入稼業、桂庵、女街（ぜげん）などにその濫觴をみることができよう。これらの発展史的研究は他日を期することとして、ここでは明治期以降に、それとの関連事項を年代史的に羅列してみると、

明治4年（1871）布告・脱籍無産の徒復籍生業し難き者は徒場に於て職業を営ましむ（12月）

同 9年 内務省に授産局をおく。（8月）

同 14年 東京職工学校設立。（5月）

- 同 16年 原胤昭自宅を免囚保護所とする。以後各地に免囚保護事業起る。
- 同 24年 東京基督教青年会は会員及び会員の紹介者に限り職業紹介並に人事相談をなす。
- 同 27年 東京基督教青年会館落成、人事相談部設立・職業紹介・法律人事相談の事業をなす。
- 同 30年 片山潛 琴具須玲会館（キングスレー）を設立。
- 同 32年 大井憲太郎大日本労働協会を設立。
- 同 33年 救世軍臨時醜業婦救済所（婦人ホーム）開設。（京橋区築地）
- 同 34年 安達憲忠ら無料宿泊所（東京・同朋館）設立。以後各地に無料宿泊事業起る。
- 同 39年 救世軍本營内に労働紹介所を開設（東京・芝区）、また東北凶作地子女救護運動を開始し女中寄宿舎を開設。
- 同 40年 日本基督教婦人矯風会大阪支部、大阪婦人ホームを設立、職業斡旋をおこなう。
- 同 41年 救世軍大学植民館（東京・神田）を開設、各種相談事業をおこなう。
- 同 42年 内務省は東京・大阪・京都・横浜・名古屋・神戸の6大都市に補助金を交付して職業紹介所の設置を奨励する。  
石井十次、大阪下寺町保育所夜学校職業紹介所設立。  
小野嘉四郎、岡山に自助興産館を設立。
- 同 43年 大阪基督教青年会職業紹介部設立。
- 同 44年 東京市浅草職業紹介所、同芝職業紹介所設立。
- 同 45年 青木庄蔵大阪職業紹介所設立を主唱し、八浜徳三郎担当。  
東京市小石川職業紹介所設立。
- 大正2年（1913）神戸市有志、神戸無料職業紹介所を設立。  
浄土宗布教団人事相談部（東京）開設。
- 同 3年 岡山無料職業紹介所、大阪北野職業紹介所設立。
- 同 4年 東京愛清館婦人相談宿泊所開設。  
救世軍大阪に希望館開設。
- 同 5年 大阪職業紹介所少年ホーム、同北野職業紹介所少年ホーム開設。
- 工場法第2条第2項による10才以上12才未満の者の就業許可に関する

る件を訓令する。

京都職業紹介所・無料宿泊所開設。

同 6年 岡山県済世顧問制度実施。

内務省救護課新設。

同 7年 愛媛県松山同情館女子職業紹介所開設。

兵庫県救済協会生田川口入所開設。

大阪府方面委員制度実施。

労働者対資本家問題につき内務大臣官邸に懇談会を開く。<sup>(2)</sup>

大正8年（1919）になると、大阪市九条職業紹介所以下10カ所が開設されるなど、全国各地に公立の職業紹介所が続々と開設したのである。

#### 註

(1) 三好豊太郎『社会事業精義』（三省堂 昭和14年）

(2) 社会事業研究所編『日本社会事業大年表』（刀江書院 昭和11年）による。

## 2. 大阪職業紹介所と八浜徳三郎

豊原又男編著による『職業紹介事業の変遷』（財団法人職業協会刊・昭和18年）によると、その「年表」に、

明治34年4月 東京市本所区私立第一無料宿泊所ニ於テ職業紹介ヲ開始ス

とし、次いで救世軍本営内の職業紹介をあげているが、

明治44年11月15日 東京市ニ於テ浅草、芝、小石川ノ三箇所ニ職業紹介所ヲ設置ス、之レ我国ニ於ケル公共団体経営ノ職業紹介所ヲ設置シタル嚆矢トス

明治45年6月 大阪市ニ財團法人大阪職業紹介所ノ設立ヲ見ル、之レ関西方面ニ於ケル職業紹介所ノ嚆矢トス

とある。即ちこの大阪における職業紹介事業こそ、竹中勝男が『日本基督教社会事業史』（中央社会事業協会、昭和15年）に、

明治末期に於て、八浜徳三郎、青木庄蔵等によつて開始せられる職業紹介、労働者宿泊事業及、更に後期大正年間に入つて賀川豊彦によつて着手された貧民窟改良、労働者保護事業の如きも亦、基督教社会事業として我国一般社会事業の進展に対し一つの開拓的意義を有するものである。

と述べているのである。

八浜徳三郎は、生江孝之の記すところによれば、<sup>(1)</sup> 明治4年（1871）岡山県笠岡町に生れ、明治24年（1891）同志社神学校に入学、同37年から44年にかけて大阪、神戸地区のキリスト教伝道に従事し、刑務所・細民地区・宿所提供的施設に布教しつつあった。その頃、イギリスにおける国立職業紹介法のことを知って、その伝道のかたわら、人事相談・職業紹介の事業を始めるようになり、遂にその生涯をこれに捧げることとなったのである。

そして明治45年（1911）禁酒運動家としても知られる青木庄蔵（1863—1947）が、市内の有力者を集めて「財団法人大阪職業紹介所」を開設するに当って、これに参画し、爾来大阪地方における職業紹介事業、或いは少年ホームで閑与しないものはなかった。さらに浮浪者救護施設の「大阪労働共励館」の館長となってのちも、キリスト教主義のもとに、大いに実績を挙げたという。

八浜は自ら多年社会事業に従事し、下層社会階級の人々に接触した資料を基に『下層社会研究』（大正9年）を著した。これは当時の東京と大阪の雇入れ周旋業態に関する実状報告として、また労働需給関係ばかりでなく、海外状況にも言及し「公設紹介所の増加せる暁には、営業的紹介所の弊害を厳重に監督し、一朝、公設紹介所の組織の充分に発達するを待ち、営業的紹介所を全廃するは策の最も得たるものなりと謂うべし」という結論に導き、今日の労務需給について、既に予見を示しているのである。<sup>(2)</sup>

註

- (1) 生江孝之『日本基督教社会事業史』（教文館・昭和6年）  
(2) 小倉襄二著『人物でつづる近代社会事業の歩み』（全社協選書1・昭和46年）

### 3. 生田川口入所と遊佐敏彦

大正6年（1917）3月、中央慈善協会々長渋沢栄一が神戸へ来訪を機に、

当時の兵庫県知事清野長太郎は、内務省在任時に中央慈善協会の設立にも参画して、社会事業に深い関心をもっていたので、ここに渋沢栄一を主賓として「兵庫県救済協会」の発会式を挙げたのである。

当時は第一次世界大戦の最中の好景気時代でもあり、約半年後には正会員（年額50円）、特別会員（一時金5000円）あわせて300名を越え、約8万円の資金を得たので、同年11月、中山手6丁目、基督教青年会館で第1回総会を開催し、規程や役員選考がおこなわれ、清野知事を会長とし、

本会ハ兵庫県下ニ於ケル感化救済事業ノ連絡統一並改良発達ヲ図リ之ニ  
関スル行政ヲ翼賛スルヲ以テ目的トス（第2条）

と定めた。この協会は爾来約30余年間存続して、兵庫県における社会事業の発展に多大の貢献をしたのである。

そして翌7年（1918）4月1日、葺合区吾妻通4丁目5に「生田川口入所」を開設した。

生田川口入所が開設されると、各新聞は「県庁の口入屋開業」という大々的見出しで報道したので、驚いたのは市内の口入業者である。<sup>(1)</sup>

業者は役員数名をもって「営業を圧迫する」と知事に抗議をしたということである。

この口入所即ち職業紹介所であって、その設立には賀川豊彦（1881—1960）の献策による所が大きい。彼は清野知事の求めに応じて、その所長として東京から招いたのが、明治学院の後輩遊佐敏彦（1888—1968）であった。

遊佐は宮城県旧伊達藩士族の家に生れたが、父病没の逼迫の中に成長し、11才で郵便電話局の給仕として働きつつ、東北学院を卒えて上京、明治学院神学部に学び牧師たらんと志したが、ついに日暮里の貧民窟に入り、夫婦共々貧窮者のよき相談相手となった。一時山口の中學に英語教師の職についたが、再び日暮里の「あひる長屋」の三疊敷の住居に戻ったのである。山口市在住時代は秋吉台の聖者とよばれた本間俊平（1873—1948）の感化を受けた。

遊佐は生田川在住時代、当時猛威を振ったスペイン風邪で母を亡った（大正7年11月）。それは賀川豊彦の司式による花一輪ない、しかし感動的な葬

儀であった。<sup>(2)</sup>

その頃関西には基督教婦人矯風会婦人ホーム（明治40年），大阪基督教青年会職業紹介部（明治42年），八浜徳三郎の大坂職業紹介所（同45年），藤本友信の大坂自彌館（同45年），大阪暁明館四貫島宿泊所（大正3年）などがあった。

大正9年（1920）4月，神戸市は国の勧奨に従って，これを引継ぎ，神戸市中央職業紹介所として，神戸駅前に移して公営職業紹介機関として新に発足し，遊佐ら職員は市職員として引き続き担当することとなったのである。

註

- (1) 小田直蔵著『社会事業夜話』（兵庫県社会福祉協議会刊・昭和39年）
- (2) 兵庫県社会福祉協議会編『福祉の灯』（昭和46年）

#### 4. 財団法人協調会の設立

大正6年（1917）8月，内務省地方局のなかに救護課が設置されたことは，先に記した。翌7年6月には「救濟事業調査会」の官制公布<sup>(3)</sup>（勅令第263号），職業紹介に関して一般の注意を惹起した。つづいて同8年，内務大臣の諮問に對して，救濟事業調査会は「失業保護ニ関スル施設要綱」を答申し，職業紹介所の設置及び拡張の必要なことを進言したのである。

この頃（10月29日），ワシントンにおける国際労働會議に於て「失業の予防または救済問題」に関する勧告案が採択され<sup>(4)</sup>

第2条 本条約ヲ批准スル各締盟国ハ中央官庁ノ管理ノ下ニ在ル公ノ無料職業紹介所ノ制度ヲ設クヘシ右紹介所ノ經營ニ關スル事務ニ付意見ヲ提出セシムル為委員ヲ任命スヘク該委員中ニハ使用者ノ及労働者ノ代表者ヲ加フヘシ  
公私ノ無料職業紹介所併存スル場合ニ於テハ此等紹介所ノ運用ヲ國ノ規模ニ於テ調整スル為ノ措置ヲ執ルヘシ（以下略）

第8条 本条約ノ批准ヲ為ス各国家ハ1921（大正10）年7月1日迄に其ノ規定ヲ施行シ，且ツ其ノ施行ニ必要ナル措置ヲ執ルヘキコトヲ約ス

とあるのに刺戟され，大正10年4月「職業紹介法」（法第55），6月「職業

紹介法施行令（勅令<sup>(292)</sup>）、「職業紹介法施行規則（内務省令<sup>(16)</sup>）の制定を見、大正11年10月「失業に関する条約」の批准を得たのである。

次いで大正9年ゼノアの第2回国際労働会議に採択された「海員に対する職業紹介所設置に関する条約」によって、同11年「船員職業紹介法」（<sup>4月</sup>法<sup>38</sup>）の公布をみた。

その結果、大正7年末に私設24、公設3に過ぎなかつた職業紹介所は大正10年6月県立4、郡立18、市立46、町村立231、その他97、計396となつたのである。大正10年中の成績は求人34万、求職31万、紹介33万、就職15万と報じられている。<sup>(2)</sup>

従つて大正9年（1920）1月には、内務省主催第1回国際職業紹介事業協議会を開催し東京・大阪・京都・神奈川・兵庫・愛知・三重・岡山の府県主任が招集された。つづいて6月には、財團法人協調会に「中央職業紹介所」が設立され、全国職業紹介事業の中央機関として連絡統一の事務並に労務需給の調節をすることになったのである。

そもそも協調会とは、米騒動や労働争議の激化などがみられる社会不安に對処するため、資本家と労働者の両者を協同調和させることを意図した民間機関である。内務大臣床次竹二郎が貴族院議長徳川家達、枢密院副議長清浦奎吾、衆議院議長大岡育造、財界の渋沢栄一らと譲って、内務省地方局が準備事務にあたり、大正8年12月「財團法人協調会」が設立されたのである。

なお準備の過程では労・使・公益・政府の4者代表によって管理機関を設ける筈であったが、当時の友愛会も戦闘的だとして、学者側から比較的多くの代表者を加えて、労働者側の要求を反映せしめようと図ったのである。その目的は、

社会政策に関する諸般の調査研究を為し並に其の実行を期し進みて事業主と労務者との協同調和を図る（寄付行為第2条）

にあった。

ところが当時のサンシカリズム的傾向にあった労働界から多少の誤解があるとして、大正9年11月に「協調会宣言」を発表し、

協調主義は社会に於ける各階級に労資両者が、平等なる人格の基礎の上に立って自他の正当なる権利を尊重すると共に、社会の秩序の為に公正

合理なる自制互譲を為し、以て相共に力を協せ産業の発展、文化の進歩、国家社会の安寧福祉を最も有効に促進すべきことを主張するものである。責任の自覚は協調の出発点であり、正義と人道とは協調の基本でなければならぬ。(中略) 智識や境遇の差異が人格の平等を累するものに非ざることは今更言ふ迄もない所である。何人と雖も他人を自己の手段とすることは許されない。人間は常に最終の目的でなければならぬ。人格の尊重、此れが協調主義の根蒂である。(下略)

として、「協調主義精神は階級争闘を否認すると同時に階級の調和融合を図らんとするに在る」ことを明らかにしたのである。<sup>(2)</sup>

その事業は、

- (1) 社会政策および内外社会運動の情勢について常時調査研究を行い、その結果を公表すること
- (2) 社会政策、社会立法などに関し政府の諮問に応じ、または政府その他公私機関に対して意見を提出すること
- (3) 社会政策に関する学校、講習会、講演会、図書館などを開催、開設すること
- (4) 労働者の教育および福利増進に関し適当な施設を設置すること
- (5) 労働争議の和解調停につとめること

などを挙げているのである。

つづいて翌9年6月には政府の命をうけ「中央職業紹介所」を設立して、「全国職業紹介事業ノ中央機関トシテ連絡統一ノ事務ニ任シ、労務需給ノ調節ヲナスペキコト」となった。<sup>(4)</sup>

つづいて翌7月には、中央職業紹介所主催の下に、6大都市職業紹介所主任を集めて「職業紹介の連絡統一並に失業防止、救済に関する」重要事務の協議をおこなっている。やがて同10年4月、職業紹介法の公布をみ、その連絡統一事務を取扱うことが指定され、7月その施行にあたって中央職業紹介局と改称し、初代局長に永井亭が就任、その12月遊佐敏彦は招かれて同局主事となつたのである。

やがて大正12年(1923)3月には「職業紹介事務局官制」(<sup>勅令</sup><sub>108</sub>)により、協調会のそれを廃して、4月中央職業紹介事務局(麁町区元衛町1・社会局内)、東京地方職業紹介事務局(社会局内)、大阪地方職業紹介事務局(西区江ノ子島上ノ町・府議事堂内)がそれぞれ設置されたのである。遊佐敏彦は

初代の東京地方職業紹介事務局長（高等官7等）に就任した。時に35才であった。

註

- (1) 大阪市社会部編『社会事業史』(大正13年)
- (2) 前掲『社会事業綱要』
- (3) 労働省編『労働行政史第1卷』(昭和36年)
- (4) 前掲『職業紹介事業の変遷』

## 5. 豊原又男と東京府職業紹介所

豊原又男（1871—1952）は新潟県西蒲原郡巻町の人、印刷業株式会社秀英舎に20年間勤務し、その間工場監事、庶務課長を歴任したが、工場法制定、労働問題調査に熱意を有し、職を辞して、東京府嘱託としてなお研究を続けていた。たまたま社会事業に最も意欲的であった井上友一が東京府知事（大正6年）となって、三井財團よりの100万円を基に、新規計画のところ、大正8年6月社会事業家との懇談中帝國ホテルで卒然として死去した。その遺志のもとに設置せられたのが、職業紹介所であった。

当時財界恐慌の波は、一時に多数の失業者を輩出し、この救済は焦眉の急であった。政府は官民共同の失業保護協議会の組織、労働の調節失業者保護の調査、土木工事の起工その他失業者の帰郷帰農、北海道移住の勧奨などとともに、職業紹介事業を最も奨励したのである。

東京府においても神田区鍛冶町の省線神田駅高架下、東京府市場協会神田市場の2階（現・パチンコ店）を借りて、大正9年6月「東京中央工業労働紹介所」を開設した。

そこで産業界の事情に精通し、求人・求職者の心理をも洞察し得る人物として、豊原又男が初代所長として、高給をもって迎えられたのである。（正式所長となったのは大正10年5月からであった）

ここに中央の呼称が冠せられたのは、さらに芝・京橋の両区にも職業紹介所を設置し、東京市の紹介所と相俟って大いに活動することを期したのであった。また工業労働なる語も、民間口入業者を圧迫しないための配慮であったと思われる。

本所ハ東京府慈善協会ノ管理ニ屬シ府管内ニ於テ新タニ工業労働者タラント欲スル者ニ職業ヲ紹介スルモノトス

と処務規程の第1条にある。係は、技術職工係・婦人少年係・工場傭人係・庶務会計係・外勤係としているところに、当時の配慮をみることができる。

「職業紹介所という所は、失業者という砂漠中の迷へる者に対して、何人に拘らず道案内をする役目を果す者だという事を忘れてはならない」とは、大阪職業紹介所長八浜徳三郎の言である。これこそ社会事業家のセンチメンタリズムだとする豊原又男は、産業助長機関としての旗幟を闡明にし、適材適所主義を高唱して産業労働者のための労働市場として事業を営むべく、その設立趣旨を広く訴えたのである。

今此ノ問題ヲ解決スルニ当リ慈善的救貧ノ濫施徒助ニ依リテ、其ノ独立自営ノ精神ヲ萎靡セシムルカ如キハ、業ニ旧套ニ属シ、之カ設営トシテハ苟モ労働能力ノ存スル限り、相当ノ職業ヲ紹介シ、産ヲ授ケ、自助ノ機会ヲ作興スルヲ以テ、最モ策ノ得タルモノト為ササルヘカラス（下略）<sup>(1)</sup>

このように職業紹介事業を産業的機関として経営する以上求人者、求職者のいずれに対しても、厳正中立の態度をとる必要から、労働争議中の両者には、求人・求職ともに拒否した。しかも米騒動の際の寄付金を財源とするが故に、就職が決定した場合に限り、求人者から採用者1人につき50銭を徴収することとした。これは翌大正10年、職業紹介法の公布実施により消滅し、絶対無料主義となったことは勿論であった。

### 註

- (1) 川野温興編『国営前の職業紹介事業』（豊原又男氏古稀祝賀会刊・昭和16年）

### 結

協調会の事業のうち、職業紹介事業は漸く国の業務へ移管となり、いわゆる地方事務局制となって、遊佐敏彦の東京地方は静岡以北、北海道、樺太にまで及んだのである。その間、北海道における季節出稼労務者の問題、さらにはタコ部屋の問題にも勢力的に取組んだのであった。昭和4年（1929）には大阪地方職業紹介事務局長に転じ、関西・四国・九州全域・琉球・沖縄をその管轄下にもち、さらに朝鮮・満州に及んだのである。そして昭和10年

(1935) 12月その職を辞し、財団法人三井報恩会調査課・社会事業課長に転ずるまで、実に17年間職業紹介事業の第一線にあって指導的役割を果した。八浜徳三郎、豊原又男とともにその功績は大きい。

ここに述べたのは、いわば職業紹介事業の確立に至るまでの渾沌たる一時期の容相を一瞥したに過ぎない。しかしこの期は、わが国の社会事業が、いわゆる慈善事業から脱皮する激動期であった。

それは第一次世界大戦後、米価を始め諸物価暴騰により、生活難はついに米騒動を惹起し、この生活安定政策として、まず日用品小売市場の公設が最も急務と考えられ、内務省は全国に奨励のための低利資金を供給した。つづいて大正8年住宅改良助成の通牒を発して御料林及び国有林の払下げ並に公設住宅に要する木材の鉄道運賃を無料とする便を図った。このほか簡易食堂、公益浴場、公益質屋、さらに産業組合法による市街地信用組合などが社会事業的施設として続々と各地に開設されていった。いわばそのような時代の趨勢のなかで職業紹介制度が確立していったのである。つづいて起る関東大震災（大正12年9月）の影響下に社会事業の体質も大きく推移していくなかで、労働者なかでもホワイトカラーや婦人・少年の問題とのかかわりを明らかにしていくことは見落してはならない重要な課題であろう。

## A Note on a History of Labor Exchange Services in Japan

Akira MIYOSHI

One of the first public social work services in Japan may be considered as the labor exchange service in the depression days after the first World War.

This is to study a history of Japan's labor exchange services at that time, chiefly of the pioneers who made a great contribution to the development of the services.

## Asiatic Religions and Charity (Caritas) in Max Weber's Sociology of Religion

Jiro MATSUI

In *Gesamte Aufsätze zur Religionssoziologie* and *Wirtschaft und Gesellschaft*, Max Weber frequently refers to charity (caritas). Weber's interest is in the relationship of the formation of rationalized "enterprise," or lack of it, in charity (caritas) to religions.

In the previous paper discussion was focussed on the relationship of rationalized "enterprise" in charity (caritas) in modern Europe to Protestantism.

In this paper discussion is focussed on the relationship of Asiatic religions, particularly Confucianism and Buddhism to charity (caritas) in Asia. At the same time, characteristics of Asiatic and Protestant charity (caritas) are evaluated in comparison.

## A Study of J. L. Vive's Poor-relief Policy

Kyuichi SHIRASAWA

In Japan, the poor-relief policy of J. L. Vives (1492-1540) set forth in his "Concerning the Relief of the poor or Concerning Human Need, A Letter Addressed to the Senate of Bruges" has not widely been introduced. His thesis was that in the common wealth, the weaker may not be neglected without peril to the more powerful, for the former, driven by